

平成26年第1回教育委員会定例会日程

日 時 平成26年1月29日(水)
午後1時30分
場 所 北栄町役場大栄庁舎 第4会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行政報告
教育長
教育総務課長
生涯学習課長
- 4 議 案
議案第1号 準要保護児童就学援助の認定について
議案第2号 区域外就学について
議案第3号 区域外就学について
- 5 協議事項
 - ・いじめ防止対策推進法に定める組織について 資料1
 - ・土曜授業について 資料2
- 6 報 告
 - ・平成25年度教育行政評価(内部評価)の実施について ・当日配布
 - ・小・中学校の平成25年度卒業式及び平成26年度入学式について
. 資料3
 - ・平成26年度小・中学校長期休業日等について 資料4
- 7 その他
 - ・次回教育委員会 2月25日(火) 午後1時30分から
- 8 閉 会

行政報告（1月分）

平成26年1月29日提出

= 教育長 =

●第9回教育連絡会

【確認事項】

①職員の勤務状況

②いじめの解決

- ・死に至ることも常に念頭において
- ・部活中においては、外部指導者も含めて生徒に目を向ける
- ・子ども達自らが、判断し、制止する力を身につけさせる指導（傍観者の指導）

1 生活発表会について

- ・年齢にあわせて、精一杯演技していた姿に参観者は感激
- ・子どもの発達段階を捉えた説明は、見る人に安心感と理解を得ると感じた
- ・指導者の思いが強すぎるようにも思え、子ども達の実態と合っていない？
（待ちくたびれて、集中していない、泣いている子も見られた）
- ・華美な？、必要感の余りない？飾りつけもあり、一考を要する
- ・一人ひとり名前を紹介する必要があるのか
- ・ステージの子ども達にとって、保育者の立ち位置は何処が良いのか？
- ・準備・片付けに、小学校高学年や中学生のボランティアを活用出来ないか？

2 年の初めにあたって

- ・年の初めに、来年度の構想を練ってみる
- ・児童・生徒の実態を見て、人的・教育内容的な面で描いてみる
- ・2学期までの反省を踏まえて、詰めをしてみたり、夢を拡げてみたりする
- ・まとめの3学期なので、子ども達の伸びや教職員の指導力にも細心の目配りを

3 子ども達に身に着けなければならない力を付ける

- ・3学期は、まとめの時期でもある
- ・1年間で身に着ける力を確実に付け、つけ残しがないように
- ・個々人のつまづきを点検してみる→確実に補充する
- ・生きる力につながる力（基礎基本）をつけさせる

4 教職員の指導力や研究推進を振り返る

- ・指導者としての力量が向上したのか
- ・何が伸びて何処が伸びていないのか→新たなめあてとして掲げる
- ・研究推進のまとめから、本年度の積み上げが着実にできた点
- ・課題として残っている点→来年度の方向性と視点を挙げる

5 事故報告について

- ・時間的経過が把握できるように記述してあり、よく分かる
- ・校内で協議されたり指導したりした内容が分かるよう、箇条書きに

＝教育総務課＝

1 第12回定例教育委員会の開催について

12月24日、第12回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、原案どおり承認されました。

協議では、北条小学校の遠距離通学方法、平成26年度全国学力・学習状況調査の取り組み、学力向上対策の「豊かな育ちと学び力アップ会議」について話し合われました。

○議事

- ・学校教育法施行令第22条の3に該当する児童の在学の継続について

2 教育連絡会の開催について

1月6日、第9回教育連絡会が開催されました。教育委員会事務局、各園所、小中学校の情報交換を行いました。協議、報告連絡事項では土曜日授業についての考え方、来年度の全国学力・学習状況地調査の取り組み、いじめ防止対策推進法に関する各学校の取り組みなどが話し合われました。土曜授業は今後、教育委員会でも協議検討をする。いじめ防止対策推進法の対応は町教委、各学校で基本方針や計画を策定し、新年度より活動を開始する事としました。

3 議会教育民生常任委員と教育委員との意見交換会について

1月8日、大栄庁舎会議室で教育委員会が目指す方向や、取り組みについて議会教育民生常任委員の皆様と共通理解をはかるために開催しました。

意見交換会には、教育民生常任委員のほか井上議長も参加され、教育委員会事務局が教育ビジョンに基づき具体的な施策を説明した後、各議員より教育に関する思いや課題等について意見交換を行いました。

意見として、教育は地域・家庭の協力が重要であり、その対策が必要。子どもたちへもっと目的意識をはっきり持たせた指導をしてはなど、多くの意見を頂き今後の教育行政施策に役立てていくものです。

4 町長と教育委員との意見交換会について

1月8日、町長との意見交換会を開催しました。町長のマニフェストにおける北栄教育に対する思いや考え方と、教育委員会の向かう方向性や具体的な取り組みについて意見交換を行いました。

学力向上には教師の授業力が重要であり、そのための施策が必要、学校教育にこだわらず、広く社会教育と連携し地域・家庭も巻き込んだ取り組みが必要など多くの意見が出され、教育について共通理解を深めました。

【その他特徴的な事項】 ※平成25年度課題と目標に対する実績

1 児童生徒の学力向上といじめの未然防止・早期発見・解決の取り組み

■北栄町教育力向上事業「自治会等地域での学習活動支援事業」

国坂自治会、大島自治会、下種自治会、西高尾生徒会で取り組みがなされた。

■サマースクール

7月24日から10日間、町内児童を対象に地域の方（教員経験者・大学生）に講師・指導者として関わっていただき夏休みにおける学習習慣の持続や学習意欲の向上及び地域の方とのふれあい目的として実施した。

■全国学力状況調査

8月28日に結果が教育委員会並びに各校へ公表され、各校では学校だより等で保護者へ周知。また、結果を踏まえ教育委員会・学校で分析、今後の方策を検討。（来年度以降の取り組みに反映）

■いじめサミットについて

8月21日～22日の児童交流の結果を持って各校で情報発信するなど取り組んだ。

■無記名いじめアンケートの実施（5月・11月）

4小中学校全児童生徒対象にアンケートを実施。未然防止、早期発見に努めた。

2 児童生徒が豊かに育ち、学べる学校教育環境づくりの取り組み

■学校運営における教職員等の人的配置の充実

県費負担職員以外の町負担職員の配置・・・実施

運動部部活外部指導者の配置・・・・・・・・・・実施

■学校施設整備状況

大栄小教室等手洗い場塗装補修（終了）・大栄中・北条中机椅子購入（終了）

大栄中・北条中体育館ライン塗り直し（終了）・北条小・中カーテン等修繕工事（終了）

大栄中ロッカー修繕工事（終了）・大栄中・教室黒板更新工事（終了）

大栄中学校給湯器（終了）

9月補正関係＝北条小学校渡り廊下スリップ防止工事（終了）

北条中学校玄関雨漏り工事（終了）

北条中学校屋上コンクリート防壁工事（終了）

12月補正関係＝北条中渡り廊下雨漏り工事（終了）

大栄中武道館雨漏り工事（見積聴取中）

大栄小教室棟資料室雨漏り工事（実施中）

北条小学校前さくらの木剪定（終了）

※学校施設定期点検・・・・・・・・毎月最終金曜日実施

3 就学前保育教育の充実

- 保育士・幼稚園教諭の資質向上
 - ・保育部保育士、幼稚部教諭園外研修の実施
 - ・第4回保育所副所長・子ども園部長研修
 - ・町幼研公開保育の実施

4 子育て支援の充実

- 特別な支援を必要とする子への対応

発達障害支援：発達障害を持つ子どもの保護者支援策（相談ネットワークなど）の検討などを行うため8月1～2日湖南省への発達支援視察を行い、町のシステムづくりの検討を関係課で検討中。
- 子育て支援施策

現行の次世代育成支援対策地域行動計画（スマイルプラン2）から、平成27年度より施行の「子ども子育て支援新制度」に移行するため、9月議会に「北栄町子ども・子育て支援会議条例」を上程、可決された。今後組織の立ち上げ、現在ニーズ調査の結果を集計待ち、集計結果をもとに年度内に実施計画の策定を行う。
- 設備関係

9月補正関係＝北条こども園園庭芝生暗渠工事（2月施工予定）
由良こども園園庭芝生化工事（ 〃 ）

5 安全・安心な学校給食の提供

- 学校給食センター調理部門の業者委託について

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会を開催し、参加業者3社でプレゼンテーションを実施し、総合評価で（株）東洋食品に決定。現在雇用関係の人選が行われ、4月からの事業開始に準備が進められています。

＝生涯学習課＝

1 北栄町元旦マラソン&ウオーキング大会について

1月1日、北条農村環境改善センターを発着点として開催しました。晴天の中、1kmと3kmのコースに分かれ、和やかにマラソン、ウオーキングを思い々に楽しみました。総勢505人の参加がありました。

また、開会式で町主催北栄てくてくウオーキング4回すべてに参加された方へ、完歩賞として記念品を贈呈しました。

2 平成26年北栄町成人式について

1月3日、大栄農村環境改善センターで開催しました。陽光穏やかな天気のもと、対象171名中139名の成人が集い、町長・議長よりはなむけの言葉、代表による決意表明がありました。大人としての責任感、社会へ参加することへの不安と期待が入り混じる中、気持ちを新たにしました。

式典では、瀬戸獅子舞が演じられ、式典終了後、成人を迎えた藤本たからさんによるミニライブが行われました。

3 第8回北栄町公民館まつりふれあい芸能発表会プログラム編成会議について

1月12日、中央公民館講堂で開催しました。実行委員とふれあい芸能発表会出演者代表が集まり、2月2日に向け、プログラムや練習日程の確認を行いました。

4 北条文化会館及び大野児童館について

大野自治会から、標記の件について検討委員会により検討された結果について、年末に回答書の提出がありました。北条文化会館については無償譲渡、大野児童館については譲渡受入困難とのことでした。これを受け1月10日・24日、条件面を含めて協議を行っています。

5 北栄町卓球大会について

1月19日に北栄町卓球大会が、大栄中学校・大栄小学校体育館で開催されました。30チームが参加し、予選リーグを経て決勝トーナメントに進みました。A級では、西園Aが3連覇を達成し、B級では由良宿3区Aが優勝しました。

6 第8回北栄町公民館まつりについて

1月25日から公民館まつりが始まりました。作品展会場の北条農村環境改善センターでオープニングセレモニーを行いました。多くの方に参加いただき、テープカットにより開始を宣言し、北栄町北条赤十字奉仕団のみなさまによるハンドベルの奏、

コールウインドミルによる合唱、創作談話会などが開催され、大いに盛り上がりました。26日には大栄分館で「子ども公民館まつり」が行われ、多くの親子連れが来館されました。

2月2日が最終日となり、大栄農村環境改善センターで「ふれあい芸能発表会」も予定しています。作品展も行っていますので、今後も多くの来場者が見込まれます。

7 北栄スポーツクラブ研修会（村上幸史講演会）について

1月26日、大栄農村環境改善センターにおいて北栄スポーツクラブ研修会が開催されました。世界陸上やり投げで銅メダリストとなった村上幸史氏が、将来オリンピック選手となることを想像すらすることができなかった高校生時代などのエピソードにも触れながら、真摯に取り組んできたアスリート生活について熱く語られました。子どもたちの参加も多く、トップアスリートの話に聞き入っていました。

8 今後の行事について

- (1) 北栄町スポーツ表彰式（日本海新聞ふるさと大賞表彰式）
期日：2月23日（日）
- (2) 北栄町シニアクラブ閉講式
期日：2月24日（月）
- (3) お台場築造150年記念事業 フォトコンテスト授賞式
企画展オープニングセレモニー
期日：3月2日（日）
※企画展は3月16日まで
- (4) 生涯学習部長研修会（仮称）
期日：3月2日（日）

【その他特徴的な事項】

- ・大野自治会との協議について

- ・あいさつ通りモデル自治会について

議案第1号

北栄町準要保護児童の認定について

次の者から申請のあった準要保護児童の認定について、北栄町準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第8条の規定により委員会の承認を求める。

平成26年1月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

準要保護申請者

- 1 児童生徒
- 2 保護者
- 3 決定内容
- 4 認定年月日
- 5 認定の事由

議案第 2 号

区域外就学について

から児童の区域外就学に係る申し立てがなされたので、北栄町立小学校及び中学校の校区に関する規則第 5 条により委員会の承認を求める。

平成 2 6 年 1 月 2 9 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

- 1 区域外就学申立児童名
住 所
氏 名
- 2 保護者
- 3 区域外就学申立学校名
- 4 指定学校名
- 5 区域外就学期間
- 6 理 由

議案第3号

区域外就学について

より児童の区域外就学の申し立てに伴う協議がありましたので、委員会の承認を求める。

平成26年1月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

- 1 区域外就学申立児童名
住所
氏名
- 2 保護者
- 3 区域外就学申立学校名
- 4 指定学校名
- 5 区域外就学期間
- 6 理由

いじめ防止対策推進法に定める組織

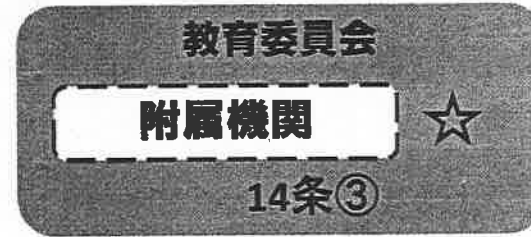
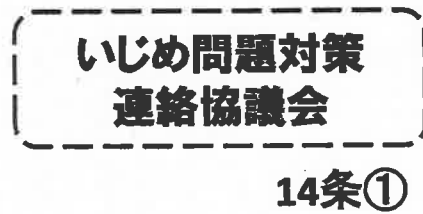
別添1
◎は必置

地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（第14条①）
	教育委員会の附属機関	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。（第14条③） ※ 「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※ 「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※ 教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
学校	いじめ防止等の対策のための組織(◎)	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第22条）
重大事態発生時	学校又は学校の設置者の置く調査組織(◎)	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第28条①） ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	附属機関 公立：地方公共団体の長 私立：都道府県知事	報告を受けた地方公共団体の長（私立学校の場合は都道府県知事）は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。（第30条②、第31条②） ※ 「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤 ※ 「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる

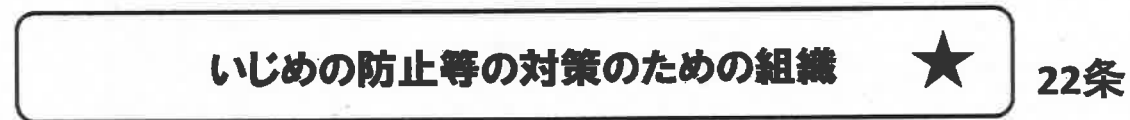
組織の設置イメージ

実線は法律上必置の組織。点線は法律上任意設置の組織。星印(☆, ★)の組織は兼ねることも考えられる

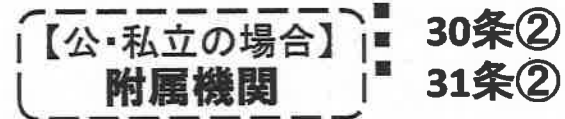
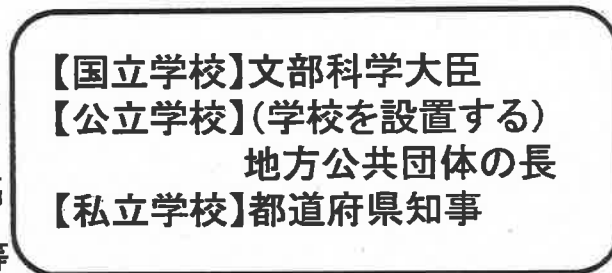
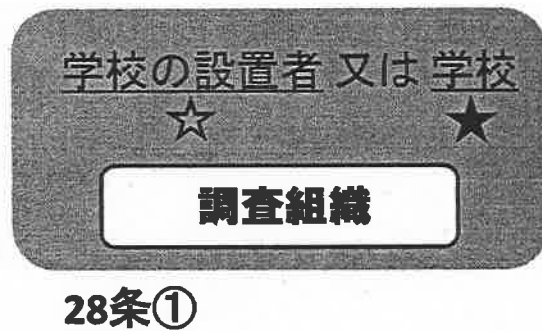
地方公共団体



学校



重大事態



【星印の組織を兼ねることとする場合の留意事項】

☆：附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる

★：法第22条に規定する組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる



北栄町

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

鳥取県教育委員会教育長



土曜授業の実施について（通知）

このたび、別添写し1のとおり学校教育法施行規則の一部が改正され、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確化されました。

については、子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして、土曜日等を活用して教育課程内の学校教育活動（以下「土曜授業」という。）を実施する場合には、下記の事項に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、別添写し2のとおり、県立高等学校長に対して県立高等学校における土曜授業の実施について通知していますので御承知ください。

記

留意事項

- 1 土曜授業の実施は、子供たちの土曜日等における教育環境の充実を図るための方策の一つとして位置付けられるものであり、学校設置者においては、土曜授業のほか、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日等の教育環境の充実に取り組むことが期待されること。
- 2 学校、家庭及び地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念は引き続き重要であり、土曜授業を行う場合には、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、例えば、地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うことが期待されること。
- 3 土曜授業を実施する場合の内容や頻度等については、土曜日等の教育、スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情、児童生徒の負担等も踏まえながら、学校の設置者において適切に判断される必要があること。
- 4 土曜授業を実施するために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日の振替等を確実にを行うなど適切に対応すること。
- 5 週休日の振替を行う場合は、教職員の負担やワークライフバランスに配慮しながら、個々の状況を勘案して振替の週休日を設定するなど、適切に取り扱うこと。
- 6 土曜授業を実施する場合は、保護者や関係団体等に対して、その趣旨を十分説明し、理解を得るとともに、保護者や関係機関等の協力を得ながら、児童生徒の登下校時の安全確保について適切な対応を図ること。





第201300154615号
平成25年12月27日

各県立高等学校長 様

教 育 長
(公 印 省 略)

県立高等学校における土曜授業の実施について (通知)

このことについて、このたび、別添写しのとおり学校教育法施行規則が一部改正され、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確になりました。

については、生徒に充実した学習機会を提供する方策の一つとして、生徒の代休日を設けずに、土曜日等を活用して教育課程内の学校教育活動（以下「土曜授業」という。）を行う場合の基本方針等についてとりまとめましたので、土曜授業を行う際には、下記に留意の上、適切に対応してください。

記

1 基本方針

生徒にこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えるという観点から、土曜授業の実施を希望する学校においては、これを行うことができるものとする。

なお、実施に当たっては、校内の指導体制を確立するとともに、保護者や関係団体等に対して、当該学校からその趣旨を十分説明し、理解を得るものとする。

2 実施上の留意点

- (1) 土曜授業の内容や頻度については、学校の実情、生徒の負担等を踏まえながら判断するとともに、学校5日制の趣旨を踏まえ、土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うこと。

- (2) 学習指導要領に定める「単位については、1 単位時間を50分とし、35 単位時間の授業を1 単位として計算することを標準とする。」ことについて、十分に踏まえた計画とすること。
- (3) 1 単位時間の弾力化などを実施する場合は、調和のとれた授業展開となるよう留意すること。
- (4) 学校単位だけでなく、学年・学科・小学科（コース）・類型などの各単位での実施を可能とすること。
- (5) 土曜授業を実施するために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日の振替を適切に行うこと。なお、必ずしも全教職員が当該土曜日等に勤務する必要はなく、勤務する教職員数を工夫するなど、教職員の負担に配慮すること。

3 土曜授業の実施に伴い当該土曜日等を休業日としない場合の手続き

- (1) 申請期間は1 年間とし、土曜授業を実施しようとする年度の前年度の10 月末日まで（平成26 年度から実施しようとする場合に限り、2 月末日まで）に以下の書類を高等学校課長あてに提出すること
 - ア 土曜授業実施に伴う休業日の除外承認申請書（別添様式）
 - イ 土曜授業を実施しようとする年度の年間行事計画（任意様式）
※提出時点の計画で、土曜授業実施日の予定が記載されていること。
 - ウ 保護者・生徒への周知状況（任意様式）
 - エ その他補足資料
- (2) 教育長は、土曜授業の実施について審査し、休業日の除外承認について学校長に通知する。

土曜授業の実施に関するQ & A

Q 1 土曜授業の実施回数について

A 1 実施回数については、教職員の勤務時間、土曜日・日曜日等に開催される関係団体の諸事業・行事への生徒の参加等についても一定の配慮をすることが必要であり、これらのことを踏まえた上で検討することが適当です。したがって、概ね月2回あるいは隔週までの実施（1回につき4時間まで）が適当であると考えます。

Q 2 土曜日等を実施することの利点を生かした工夫について

A 2 例えば、保護者や中学生などへの積極的な授業公開や、教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動などの取組です。

Q 3 保護者や関係団体への説明について

A 3 土曜授業の実施に当たっては、生徒はもちろん、保護者、関係団体への事前の説明が必要です。

新入生については入学前の説明会、在校生についてはPTA総会やクラス懇談会等を活用して口頭及び文書により行うとともに、機会を捉えて生徒・保護者に対して学校の土曜授業に係る方針を理解していただけるようにすることが必要です。

また、土曜日等を実施されている高等学校体育連盟及び高等学校文化連盟等の関係団体の諸事業・行事への生徒の参加についても配慮をすることが必要です。

なお、土曜授業を実施することで保護者の経済的負担等が増えることのないようにしてください。

Q 4 年度途中で計画を変更して土曜授業を実施することについて

A 4 土曜授業の実施には、時間的な余裕をもって対外的な周知を図るとともに、校内体制を整える必要があります。このため、原則として実施の前年度に年間行事予定等を提出した上での実施を想定しており、年度途中からの実施はできません。

Q 5 学校単位でなく、学年・学科・小学科（コース）・類型などの単位で土曜授業を実施する場合について

A 5 学年・学科・小学科（コース）・類型などの単位で土曜授業を実施する場合は、当該学年・学科等だけが土曜授業を実施する理由について、生徒はもちろん、保護者等に対して十分な説明を行うことが必要です。当該学年・学科等の特色等を踏まえた綿密な指導計画等を立て、時間的な余裕を持って対外的な周知を図ることが必要です。

行政懇談会資料 土曜授業について

1 基本的な考え方

「土曜日における教育活動の理念」

(文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめ)

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという理念は、普遍的に重要
- 子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら取組を充実することが必要

土曜授業とは、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うもの

2 想定される主な授業内容等

- 家庭・地域との連携協力による学校行事や授業
(外部人材を活用した学習等)
- 保護者・地域住民等への公開学習
(学習参観、文化祭、観劇会等)

3 期待される効果

- 保護者や地域の方の学校教育への協力・参画が得やすい。
- 子どもが多くの人と触れあうことで、「おもてなし」や「思いやり」の心が育まれる。
- 子どもたちの成長を、多様な視点で長期的に見守る風土ができる。
- 地域のよさやふるさとへの誇りを感じられる学習が展開しやすくなる。
- 平日の時間割を軽減させ、平日に教員が子どもと向き合う時間(放課後の補充学習、教育相談など)や研修会、教材研究など授業の質を高める時間の確保時間確保など、学校運営の上で柔軟かつ効果的な運用ができる。

4 検討が必要と考えられる事項

- 有効な教育活動の計画
- 子どもたちの負担等への配慮
- 地域住民や関係諸団体等(例:スポーツ少年団等)の理解促進、活動の調整
- 教職員の勤務体制

5 国・全国の動き

- 平成14年「完全学校週5日制」の実施



- 平成22年 東京都教育委員会が「小中学校における土曜日の授業実施に係る留意点について」通知

〈背景〉

- ・子どもの土曜日の過ごし方の変化（無目的、生活リズムの乱れ）
- ・新学習指導要領の全面実施に伴う児童・生徒及び教員の負担増大
- ・児童・生徒会活動や学校行事のための準備、教育相談などの教育活動を行う時間の確保が困難 等

○平成25年3月 文部科学省が「土曜授業に関する検討チーム」立ち上げ

○平成25年4月 第2期教育振興基本計画の答申に於いて、施策として「地域の情を踏まえた土曜日の活用促進」が位置づけられる。

○平成25年9月 「土曜授業に関する検討チーム」による最終まとめ

- ・子どもたちの健やかな成長のためには、これまで以上に土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がある。
- ・学校・家庭・地域の三者が連携し役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組む必要がある。
- ・土曜日の教育環境をより充実させる一つの方策として、土曜授業に主体的に取り組む学校設置者を支援する取組を行う。

○平成25年11月 学校教育法施行規則の一部改正

- ・設置者の主体的な判断で、土曜日に授業を実施することが可能であることの明確化

○平成26年度国予算案「土曜日の教育活動推進プラン」

- ・子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、学校、家庭、地域が連携・協力して行う学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進

6 県内の動き

○一部の市町村で、平26年度からの土曜授業の実施について検討中。

○県として、子どもたちの土曜日における教育環境のさらなる充実を図るため、土曜授業を実施する市町村に対して、県として積極的に支援していく予定。

〈平成25年度の取組〉

○「土曜授業を考える集い」

・期 日 12月21日（土）

・参加者 132名

・内 容 実践紹介（京都府、埼玉県）等

○土曜授業実施に向けた検討経費等支援（11月補正）

〈平成26年度の取組〉

○土曜授業実施への経費等支援

○連絡協議会等の開催（年3回）

土曜日の教育活動について

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

① 「土曜授業」について

そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です（下図①）。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

② 「土曜の課外授業」について

このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります（下図②）。

③ + ④ 「土曜学習」について

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの（下図③）と、主体が公的でないもの（下図④）があります。

例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

文部科学省としては、「土曜授業」や、「土曜の課外授業」、「土曜学習」の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要であり、その振興に取り組んでいきたいと考えています。

<土曜日の教育活動について>

③ 教育委員会等の管理下

主体が公的なもの（学校・教育委員会等）		主体が公的でないもの（NPO等）
③ 教育委員会等の管理下	④ NPO等による民間活動	
教育課程内の学校教育 ① 「土曜授業」	教育課程外の学校教育 ② 「土曜の課外授業」	「土曜学習」

土曜日の教育活動推進プラン

背景・意義

- 学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら、学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにすることが必要。そのための方策の一つとして、平成25年11月に学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化したところ。
- 今後、質の高い土曜授業の実施のための支援策や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動など様々な活動の促進のための支援策を講じることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する。

平成26年度予算案のポイント

① 土曜授業推進事業 (1億円)

学校における質の高い土曜授業を推進するため、効果的なカリキュラムの開発、特別非常勤講師や外部人材、民間事業者等の活用を支援するとともに、その成果を普及。

(想定される取組の例)

総合的な学習の時間、英語教育、道徳、キャリア教育、科学実験教室、補充学習・発展的学習 等

- ・全国約35地域(約175校程度)をモデル地域として指定し、月1回程度、土曜日ならではの特性を生かし、質の高い土曜授業を実施するため、カリキュラム開発や特別非常勤講師の報酬、外部人材の謝金・旅費、民間事業者の活用等を支援(委託費での実施を想定)
- ・国における検証会議の開催、事例集の作成等

② 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業 (13億円)

体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施できるコーディネーターや多様な経験や技能を持つ土曜教育推進員を配置し、土曜日の教育支援体制等の構築を図る。

- 土曜日に年間約10日程度の多様な教育プログラムを実施するためのコーディネーターと土曜教育推進員の謝金及び教材費(補助率:1/3)
- (小学校:約3,000校区、中学校:約1,500校区、高等学校等:約350校区)

(参考) 土曜日等の教育活動の実施状況



○ 公立学校における土曜授業の実施状況

	土曜授業を実施した学校数	土曜授業を実施した学校の割合
小学校	1,801校	8.8%
中学校	966校	9.9%
高等学校	142校	3.8%

※平成24年度実績

○ 学校支援地域本部を活用した土曜日等の学習支援の実施状況

	学校支援地域本部を設置している学校の割合	うち土曜日等の学習支援を実施している割合
小・中学校	約28%	約15%

※平成25年度交付決定ベース

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

平成26年度予定額: 13億円(新規) <生涯学習政策局社会教育課>

[うち新しい日本のための優先課題推進枠: 13億円]

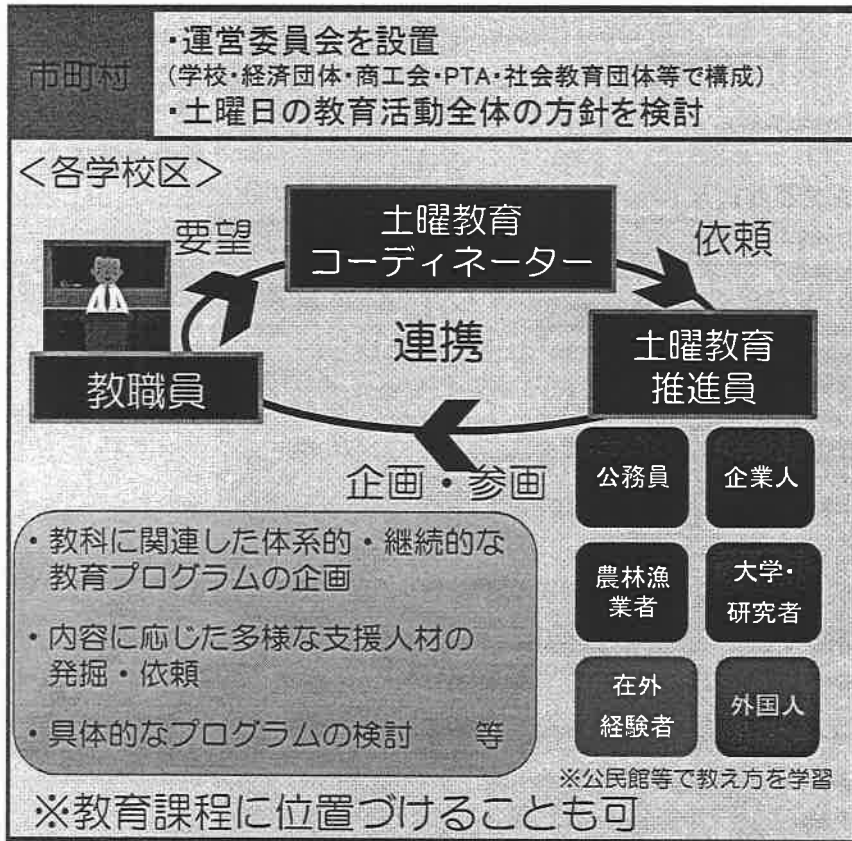
【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

すべての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制等の構築を図る。

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの活きたプログラムを実現！

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



教育支援活動の実施

社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

★算数・数学
エンジニアによる
使える算数・数学講座

★理科:
研究者による科学実験教室

★社会
公務員による活きた政治経済学習

★外国語:
在外経験者による英会話

★総合学習
企業との協働による商品
開発・キャリア教育



<教員とのTTによる数学>



<市民講師による英会話>

すべての子供たちの土曜日の教育支援体制等の構築

平成25年度卒業証書授与式出席について（予定）

※開式 15 分前には受け付け完了。

	開 式 日 時	会 場	出 席 者
北条中学校	3月11日（火） 午前9時30分	北条中学校体育館	祝辞 副町長 岡崎功， 告辞 福光純一 委員長 卒業記念品授与 磯江典子 委員 西村文伸 教育総務課長
大栄中学校	3月11日（火） 午前9時30分	大栄中学校体育館	祝辞 町長 松本昭夫， 告辞 河本恒夫 長職代理 卒業記念品授与 光村哉智代 委員 岩垣博士 教育長
北条小学校	3月19日（水） 午前9時30分	北条小学校体育館	祝辞 副町長 岡崎功， 告辞 福光純一 委員長 卒業記念品授与 磯江典子 委員 西村文伸 教育総務課長
大栄小学校	3月19日（水） 午前9時30分	大栄小学校体育館	祝辞 町長 松本昭夫， 告辞 河本恒夫 長職代理 卒業記念品授与 光村哉智代 委員 岩垣博士 教育長

	3月11日（火）	3月19日（水）
松本昭夫 町長	大栄中学校	大栄小学校
岡崎 功 副町長	北条中学校	北条小学校
福光純一 委員長	北条中学校	北条小学校
河本恒夫 長職代理	大栄中学校	大栄小学校
光村哉智代 委員	大栄中学校	大栄小学校
磯江典子 委員	北条中学校	北条小学校
岩垣博士 教育長	大栄中学校	大栄小学校
西村文伸 課長	北条中学校	北条小学校

平成26年度入学式出席について（予定）

※開式 15 分前には受け付け完了。

	開 式 日 時	会 場	出 席 者
北条小学校	4月9日（水） 午前9時30分	北条小学校体育館	祝辞 町長 松本昭夫， 告辞 河本恒夫 長職代理 光村哉智代 委員， 岩垣博士 教育長
大栄小学校	4月9日（水） 午前9時30分	大栄小学校体育館	祝辞 副町長 岡崎功， 告辞 福光純一 委員長 磯江典子 委員， 西村文伸 教育総務課長
北条中学校	4月9日（水） 午後2時	北条中学校体育館	祝辞 町長 松本昭夫， 告辞 河本恒夫 長職代理 光村哉智代 委員， 岩垣博士 教育長
大栄中学校	4月9日（水） 午後2時	大栄中学校体育館	祝辞 副町長 岡崎功， 告辞 福光純一 委員長 磯江典子 委員， 西村文伸 教育総務課長

4月9日（水）				
松本昭夫 町長	午前	北条小学校	午後	北条中学校
岡崎 功 副町長		大栄小学校		大栄中学校
福光純一 委員長		大栄小学校		大栄中学校
河本恒夫 長職代理		北条小学校		北条中学校
光村哉智代 委員		北条小学校		北条中学校
磯江典子 委員		大栄小学校		大栄中学校
岩垣博士 教育長		北条小学校		北条中学校
西村文伸 課長		大栄小学校		大栄中学校

平成26年度 小・中学校 長期休業日等について

北条町立小・中学校

長期休業日

	北条小学校	大栄小学校	北条中学校	大栄中学校
年度始休業日	4月1日 ~ 4月7日			
夏季休業日	7月24日 ~ 8月28日		7月19日 ~ 8月24日	
冬季休業日	12月23日 ~ 1月6日			
年度末休業日	3月25日 ~ 3月31日			

始業式・終業式・修了式

	北条小学校	大栄小学校	北条中学校	大栄中学校
1学期始業式	4月8日(火)			
1学期終業式	7月23日(水)		7月18日(金)	
2学期始業式	8月29日(金)		8月25日(月)	
2学期終業式	12月22日(月)			
3学期始業式	1月7日(水)			
3学期修了式	3月24日(火)			

その他

小学校 入学式	4月9日(水) 午前9時30分から
中学校 入学式	4月9日(水) 午後2時から
小学校 卒業式	平成27年3月19日(木) 午前9時30分から
中学校 卒業式	(未定)
同日公開参観日	6月10日(火), 10月10日(金)